

甲賀広域行政組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

○甲賀広域行政組合火災予防条例（昭和 48 年甲賀郡行政事務組合条例第 37 号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案 （新）	現 行 （旧）
<p>（タンクの水張検査等）</p> <p>第 47 条 消防長又は消防署長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p><u>（防火対象物の違反状況の公表）</u></p> <p><u>第 47 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令又はこれに基づく命令の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第 48 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>（タンクの水張検査等）</p> <p>第 47 条 消防長又は消防署長は、前条第 1 項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>（委任）</p> <p>第 48 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>